

中国における企業破産および更生手続の新展開

(2019.9—2021.9)

—2021年東アジア倒産再建シンポジウムオープニングセッション

WANG Weiguo (王衛国)、中国銀行法学会会長・東アジア倒産再建協会中国理事
長¹

本日の大会に至るまでのこの2年間、全世界が新型コロナの流行に襲われた。新型コロナの深刻な挑戦に直面し、中国の国民は、団結し、困難を直視し、市場化、会社の管理の法治化を貫き、また市場からの脱退に関する規制を整えている。この間、中国倒産制度に関する改革の進展が穏やかに進み、引き続き、人民法院が倒産審判に関する専門性を向上させ、各レベルの政府が企業の困窮を管理する能力、金融リスクを防止する能力を強化した。本報告では、法改正、制度構築、規制の改善および典型的なケースといった4つの面から、本報告までの間の中国企業倒産および更生における新たな進展を紹介する。

一 倒産法改正作業の着実な推進

本報告までの間に、中国企業倒産法の改正が正式に議題に上がった。2021年、中国最高立法機関である全国人民代表大会が以下の2つの規定を公布したことは、倒産法改正の計画が公式に成立し、調査研究における準備において段階的な成果を成し遂げたことを意味する。

1「全国人民代表大会常務委員会2021年立法計画」(「中国人大常委会2021年度立法工作计划」)

2021年4月16日、第13回全国人民代表大会常務委員会の第19回目の委員長会議は、「全国人民代表大会常務委員会2021年度立法計画」を可決し、公布した。当該立法計画は、習近平氏の法治意志を貫き、改革および対外開放を全面的に深化することによって高水準の社会主義市場経済制という原則を反映したものであり、その一環として「企業倒産法」および「会社法」の改正を改正法の範囲に盛り込むとするものである。

2「(企業倒産法)実施状況に関する全国人民代表大会常務委員会による報告」(中国人大常委会关于(企业破产法)实施情况的报告)

2021年8月8日、全国人民代表大会常務委員会の法律執行調査グループは、「企業倒産法」の実施状況についての調査報告を作成した。当該報告は、中国の倒産制度に関する成果に肯定的な評価を与えつつ、その課題について調査および分析し、さらに中国の倒産が進展すべき方向を示した。具体的には、次の点が挙げられる。すなわち、第1に、倒産手続きの効率化、倒産に関与する裁判官チームの拡大および倒産審理の効率性の向上である。第2

¹ 翻訳：同志社大学法学研究科助手 張達恒

に、全国レベルの管財人協会の構築、管財人制度の改善および管財人の専門性の向上である。第 3 に、政府と人民法院との間の連携の強化、政府機関が地方の企業の倒産に関する政策を提供し、また倒産手続きにおいて協力することである。第 4 に、財政および税務に関する政策の改善、倒産企業の税金負担を合理的な範囲に止めることである。第 5 に、信用回復規制の改善、全国情報共有プラットフォームの構築、倒産企業更生後の信用回復、それと同時に悪意で債務から逃れるなどの不法行為を厳格に取り締まることである。第 6 に、従業員が倒産に参加する権利の確保、倒産における従業員の権利に対する保護の強化である。

二 制度の構築と新たな規定の増加

国務院、最高人民法院および中央政府の関連部門は、行政法規、司法解釈その他の規定を公布し、さらに、倒産法の実施に関する制度を提供した。

(一) 行政法規

1 「ビジネス環境の改善条例」(优化营商环境条例)

企業といった市場主体（訳者注：経済活動を行う個人・企業）が経済活動中に、より有利な制度上の条件を提供するために、2019 年 10 月、国務院は「ビジネス環境の改善条例」を公布した。当該条例では、中国の経営環境における著しい欠点および市場主体が強調した困難な点に対応し、また国際的な先進的水準に対応し、さらに、市場保護、市場環境、政務サービス、法律の執行に対する監督、法治の保障といった観点から、その関連体制を改善するために、規定が設けられた。そのうち、倒産法と直接的に関係する法律は以下の 2 つがある。すなわち、第一に、①企業の登録抹消に関する手続きを簡易化することである。条例では、政府関係機関は市場主体の登録抹消に関する手続きを改善すること、資料の申請を簡易化すること、取扱いに要する時間を短縮することおよび登録抹消のコストを削減することが規定された。第二に、②倒産調整のメカニズムを構築することである。条例では、地方人民政府が、企業の需要により、企業倒産の調整メカニズムを構築し、企業が倒産手続きにおいて直面した問題を解決・調整することが規定されている。近年、中国は、一貫して、市場化、法治化および国際化を進めており、経営環境を改善しつつ、国際的な承認を得ている。例えば、中国は、2 年連続で、世界銀行により、全世界で最も経営環境を改善した 10 個の経済主体の 1 つであると評価された。世界銀行が公表した「2020 年ビジネス環境報告」では、中国のビジネス環境は全世界における 190 個の経済主体の中で 31 位であった。そのうち、倒産の取扱いの評価は、2013 年の 82 位から 51 位に上昇した。

2 「市場主体登記管理条例」(市场主体登记管理条例)

2021 年 8 月 24 日に国務院が公布した「中華人民共和国市场主体登記管理条例」は、2022 年 3 月 1 日に施行される。当該条例は、中国における、各種市場主体の商事登記に関する最初の規定である。当該条例では、以下の 2 点に関する規定を設けた。すなわち、第一に、

①企業の“登録抹消が困難”であるという問題を解決するための規定である。条例の 34 条では、倒産管財人は人民法院が倒産手続きを下した裁決をもって、直接に登記機関に登録抹消登記の取扱いを申請することを明確に規定している。当該規定は、倒産登録抹消に関する手続きを簡易化し、管財人の権限および法院が下した裁決の効力を認める。第二に、②企業活動の中止に関する制度である。条例の 30 条では、企業活動の中止に関する制度を新たに規定し、経営困難な企業が自力で対応するための時間を与える。当該新たな規定は、経営困難な企業による早期の自主対策を制度的に支援するものである。この制度により、経営困難な企業は、3 年間を超えない企業活動の中止期間内に、債権者および投資者と協議し、法院外の更生、プレパッケージ、ないし更生手続を利用することにより更生のための環境づくりをすることができる。

(二) 司法解釈および指導的なケース

1 「新型コロナにかかわる民事事件の審理における若干の問題に対する最高人民法院の指導意見（一）、（二）、（三）」（「最高人民法院关于依法妥善审理涉及新冠肺炎疫情民事案件若干问题的指导意见（一）（二）（三）」）

全国民が新型コロナと戦っていた 2020 年、司法のルートによって紛争を解決し、企業の救済や経済の安定化を図るために、最高人民法院は、2020 年の 4 月、5 月および 6 月の 3 カ月連続で、3 つの「新型コロナに関する民事事件の審理における若干の問題に対する指導意見」を公布した。当該指導意見では、各レベルの人民法院が新型コロナの影響下にある期間中に民事事件を審理する際の、適切な不可抗力規則の適用、契約紛争の解決、司法救済の強化、保全措置などといった問題への対応について、法律に基づき、具体的な内容を規定していた。たとえば、人民法院は金融事件を審査する場合に、新型コロナによりまたは新型コロナ防止対策により著しい影響を受けた企業又は個人に対して、金融機関が融資の期限前返済（期限の利益の喪失）を主張し、一方的に契約を解除する、債務の返済を求めるといったことが訴訟で主張される際に、中国人民銀行などの部門の金融政策に基づいて、その主張を支持せず、または公平原則に基づき、返済時期を変更する。各人民法院は、新型コロナ防止に関する物資を生産する企業の事業資産に対して債権者が担保物権を行使する場合に、新型コロナまたはコロナ対策の影響が消えてから取り扱う。さらに、人民法院は、倒産事件を審理する際に、新型コロナまたは新型コロナ対策の影響により満期になる債務を弁済することができない企業に対して債権者が倒産を申し立て場合に、法院が債権者と債務者との協議の成立を促し、分割払いの利用、債務履行期限の延長、契約代金の変更などの方法で、倒産原因を取り除き、または債務者に、法院外の調停、法院外の更生およびプレパッケージなどの方法により、債務を解決させるように導き、それにより、会社の早期救済を図るべきである。

2 「倒産事件の法に基づく効率的な審理を促進するための最高人民法院の意見」（最高人民法院关于推进破产案件依法高效审理的意见）

倒産事件の審理の効率性を向上させ、倒産手続きのコストを減少させるために、2020年4月、最高人民法院は、「倒産事件の法に基づく効率的な審理を促進するための最高人民法院の意見」を公布した。当該規定は、調整、和解および清算といった異なる手続きの制度上の機能を十分に発揮することを求め、倒産事件の審理に関する効率および質を向上させるものであり、具体的な措置は、以下のとおりである。①事件の公告および審理などといった手続きを改善すること、②債務者の財産を管理・調査する方法を改善すること、法院および関連機関は管財人による管理・調査する業務に積極的に協力すること、③債権者集会の招集およびその集会での採決における効率性を向上させること、新型コロナウイルスの影響の下で、多様な債権者集会の招集およびその会議で採決する方法を探索すること、新型コロナウイルス防止と共により効率的な採決ができるようにすること、④簡単な事件を簡易的に審理する規制を構築すること、司法資源を最適に配置すること、⑤強制措置を強化すること、債務回避行為に対処すること、債権者の利益を確保することである。

3 「最高人民法院による香港特別行政区の倒産手続の承認および協力のテスト実施に意見」（最高人民法院关于展开认可和协助香港特别行政区破产程序试点工作意见）

2021年5月14日、最高人民法院は、香港特別行政区との間で、「内陸（中国内陸）と香港特別行政区との間における、互いの倒産手続きの承認および協力に関する会談要録」（关于内地与香港特别行政区法院相互认可和协助破产程序的会谈纪要）（以下、「要綱」という）に署名し、同日に、「香港特別行政区の倒産手続の承認および協力のテスト実施に関する意見」（关于开展认可和协助香港特别行政区破产程序试点工作的意见）（以下、「意見」という）を公布した。上記の2つの書類は、一国二制度をベースとして、両地域の間における国境を超える倒産の協力に関する規制を創設した。具体的には、「要綱」は、中国内陸と香港特別行政地域との間で国境を超える協力のベースを固めるものであり、「意見」は、「要綱」で規定された内容に基づき、具体的な適用問題に対して詳細な規定を定めるものであり、以下の内容が規定されている。まず、①登記所在地を主たる基準、事務所所在地、主要な経営地、主要財産の所在地などを補助的な要素として、管轄および協力の基準が定められている。次に、②多様な救済手段を構築するため、具体的には、倒産申請が提出されてから即時に臨時に申請できる救済措置、倒産手続きが承認されてから自動的に生じる救済、倒産手続が承認されてから管財人による申請を通じて得られる救済が盛り込まれている。さらに、③剰余の財産の分配方法が明確化されており、「意見」では、中国内陸の法律に従って、一部の債権が優先的に弁済されてから、同種の債権者が平等的に取り扱われることを前提として、剰余財産が香港倒産手続により分配され、弁済されることを明らかにした。最後に、④多様な協力に関するルールが構築されており、具体的には、両地域の管財人間での緊密な連携、中国内陸において承認援助のテスト実施を行う権限を有する裁判所による積極的な協力、最高人民法院が即時に報告を聴取した重要な事項を示すことなどといった事項が盛り込まれている。

4 「最高人民法院による第 29 回の指導的なケース」

2021 年 9 月 14 日、最高人民法院は、第 29 回目の合計 3 つの指導事例を公布した。この 3 つの事例は、企業の実体的な合併に関する事例であり、各レベルの人民法院が類似な事例を審理する際の参考になる。

(1) 「江蘇紡績工業（集団）輸出入有限会社およびその 5 個の子会社との実体的な合併による倒産更生事例」（江苏纺织工业集团进出口有限公司及其 5 家子公司实质合并破产重整案）である指導事例 163 号では、関連グループ企業の間で法人格が著しく混同され、各関連グループ企業の財産を区分するコストが高く、債権者が平等に弁済を受ける権利が深刻に害される場合において、人民法院は、申請により、関連グループ企業の実体的な合併という方法で審理することを明確化した。実体的な合併が採用される場合、各関連グループ企業間での債権債務は消滅したものと取り扱われ、各企業の財産を実体的に合併したものが倒産資産とされ、各企業の債権者が全体として、同一の手続きにおいて、法定の弁済順序に従って平等な弁済を受ける。当該事例は、関連グループ企業の実体的な合併による更生に関する条件を明確化し、また人民法院が企業の実体的な合併による更生を裁定したものであるから、各関連企業の債権債務の取扱いなどの法律適用に積極的な意味を有する。

(2) 「江蘇蘇釀酒業有限会社およびその関連グループ会社との実体的合併による更生案」（江苏苏酿酒业有限公司及关联公司实质合并破产重整案）では、倒産更生の場合において、倒産企業は価値がある資産の流出、機械設備の廃棄、その価値の減少などのリスクに直面するところ、管財人の申請を通じて、投資者が事前に一部の資金を投入した事業活動を支えることによって、各当事者の利益を確保できる場合に、人民法院がそれを許可できることが明確化されている。当該事例は、人民法院が倒産更生事件を審理する際、投資者による条件を満たす企業の試生産に関する基準および標準、保護理念に当てはまり、各当事者の権益の保護に重大な意味を有する。

(3) 「倒産管財人の審理によって重慶金江捺染有限会社および重慶川江紡績有限会社の実体的合併清算事例」（重庆金江印染有限公司，重庆川江针织有限公司破产管財人申请实质合并破产清算案）では、人民法院は、関連企業グループの倒産清算事件を審理する際に、関連グループ企業の間での法人格が著しく混同され、各関連グループ企業の財産を区分するコストが高すぎることにより、債権者が平等に弁済を受ける権利が深刻に害される場合に、申請により、公聴会を開き、すでに倒産手続きに入った関連グループ企業について実体的な合併による清算をした。当該事例は、適切に法律が適用され、法律に基づく清算における各当事者の合法的な権益を確保するために、実体的な合併についてさらなる明確な基本原則を明らかにした。

(三) 13 部門による連携の文書

1 13 部門による「管財人が倒産手続きにおいて法律に従って職務を履行し、ビジネス

環境の改善の推進および確保に関する意見」(关于推动和保障管財人在破产程序中依法履职进一步优化营商环境的意)

管財人が法律に基づき、職務履行の推進および確保、倒産効率の向上、倒産制度作用の最大化の発揮、資源の再分配の改善をするために、また、市場化、法治化、国際ビジネス環境の作出のために、2021年2月、中華人民共和国国家発展および改革委員会(以下、「発展および改革委員会」という)、最高人民法院などといった13部門は、「管財人が倒産手続きにおいて法律に従って職務を履行し、ビジネス環境の改善の推進および確保に関する意見」を公布した。当該意見では、法律に従うことの保障、有効な監督および公開による透明性の原則を明確化し、倒産企業の登録抹消および状態変更に関する制度を設け、金融機関による倒産手続きへの参加・支持を強化し、倒産企業による財務処理を簡易化し、資産の売却の関連制度を改善し、組織および情報の保護を強化するなど、5つの分野における合計20条の具体的な措置を明記した。

2 4部門による「金融機関債権者委員会の職務規定」(金融机构债权人委员会工作规程) 2020年12月28日、中国銀行および保険監督委員会、発展および改革委員会、中国中央人民銀行および証券監督委員会の4部門は、「金融機関債権者の職務規定」を公布した。当該規定は、実務経験を踏まえて、2016年及び2017年に銀行監督委員会が公布した2つの書類をベースとして、金融機関債権者委員会制度をさらに改善するものである。金融機関債権者委員会制度は、倒産更生の場合における協力に役立ち、更生できる債務者に対する融資を安定させることに有用であり、更生融資を円滑化することを促進し、更生の成功率を向上させるものである。

3 規制の改善

本報告までの間に、各レベルの政府および司法機関は、実務上、倒産制度が改善され、また強化されるための措置を取り、著しい成果を得た。

1 個人倒産制度のテスト実施

最高人民法院と発展および改革などといった中央政府部門が、2019年の個人倒産のテスト実施を展開してから、温州、台州、深圳および蘇州を代表とする各政府および法院は、いくつかの成果を得た。

2020年8月、深圳市の人民大会常任委員会は、「深圳経済特別地域における個人倒産条例」(深圳经济特区个人破产条例)を可決した。2021年7月まで、深圳市の人民法院は、既に628件の個人倒産申請を受理し、当初の個人倒産事件を円滑に処理した。深圳市の「個人倒産条例」は、適用の対象とその範囲、申請と受理の条件、財産申告と財産免除、債務者の免責の考察、個人債務の更生、簡易手続きおよび行政機関である倒産管理署などといった点に関して、企業倒産法と異なる規定を定めた。さらに、当該条例は、個人倒産制度に相応しい関連措置を設置しており、中国の倒産法体系の改善、ビジネス環境の改善に対して有

用である。個人倒産制度は、誠実であるが不幸な債務者に更生の機会を与え、また、企業倒産事件における連帯債務者である自然人の責任問題を解決するのに有用であり、社会および各業界から期待がされている。

2 プレパッケージ制度の模索

2018年の「全国法院の倒産審理職務会議要綱」（全国法院破产审判工作会议纪要）および2019年の中央政府13部門による「市場主体脱退制度改善の改革試案」（加快完善市场主体退出制度改革方案）は、プレパッケージ制度を構築し、法院外の再生と更生手続との連携、プレパッケージの範囲、制度の目的、更生計画案の制定と認可、更生の価値の判断、更生投資者の導入などの内容について規定を定め、経営難企業の救済と更生手続の安定化にあたって、積極的な役割を果たすものである。

3 信用体系の構築の改善

過去2年間に、中央と地方政府は、新たな信用監督システムの構築を目指し、以下の課題を検討した。すなわち、第一に、①信用喪失を制限する規制の構築がある。2021年7月、中国市場監督総局が公布した「市場における著しい信用喪失リストの管理方法」（市場監督管理严重违法失信名单管理办法）では、法律の顕著な違反者のための信用喪失リストの管理制度の改善を明確化し、信用制限と賞罰制度の規制を強化し、信用回復規制を構築し、市場監督部門に実践的なルールを提供した。第二に、②信用回復制度の構築がある。2021年5月、発展および改革委員会が公布した「信用回復管理方法（仮執行）意見稿」（信用修复管理办法（试行））では、“移出、中止、注記および削除”といった4つの信用回復方法と異なる回復方法における適用条件およびその回復手続を規定し、また信用回復の連携を規定した。同年7月、市場監督総局が公布した「市場における信用回復の管理方法」では、当該部門が管轄した市場主体の信用回復に対して具体的な規定を定めた。第三に、③信用情報共有制度の構築がある。2021年8月、深圳市は「倒産情報の共有と状態開示に関する制度の構築における実施意見」（关于建立破产信息共享与状态公示机制的实施意见）を公布した。当該規定は、中国の最初の個人倒産情報開示制度を構築するものであり、その具体的内容は、次のとおりである。すなわち、情報障壁の排除、企業と個人の倒産情報が多様な方法で公開されること、誠実で責任免除原則を貫くこと、倒産信用制度の完備、ビジネス環境の改善、倒産信用回復制度の完備、情報権益の確保および社会信用体系の構築である。

4 債務の回避行為への対処

2021年3月、最高人民法院、最高人民検察院、警察庁および司法庁は、「虚偽訴訟の処罰強化に関する意見」（关于进一步加强虚假诉讼犯罪惩治工作的意见）において、企業倒産紛争事件を“生じやすい虚偽民事訴訟事件の類型”として判断し、司法機関に対し、その職務を履行する際に、それらの事件に注意することを求め、倒産事件において、虚偽事実を捏造して債権を申請することを、刑法307条における“捏造事実で民事訴訟を提起する”行為として認定した。それ以外に、2020年8月、最高人民法院が公布した「債務者が外部

会社および個人口座を利用し、違法な経営活動を行い、悪意に債務を回避することに関する建設的な意見回答」(对债务人利用体外公司及个人账户进行非法经营活动, 恶意逃避债务的建设的答复)では、債務者とその顧客、債務者経営陣とその家族に関する銀行口座を調査する司法政策を明確化し、悪意に債権が回避される会社を実際に支配する人に対して、調査を行い、強制執行、拘束、罰金、出国制限および刑事処罰などの措置があり得ることを強調した。

四 代表的な事例

(一) グループ企業の更生

1 北大方グループ更生案：公正弁済を兼ねて企業を救済する新たな方法

北大方グループは、かつて中国で最大規模の学校により作られた企業であった。当該グループは、最盛期には 400 もの会社を擁し（そのうち上場会社が 6 社）、IT、医療、産業金融および産業と町との融合などの領域に関わっており、その総資本は約 3600 億元であった。しかし、過去 10 年間に、オーナーの不在、コーポレートガバナンスの欠如、さらに、盲目的な投資などにより、債務が増加した。2019 年第 3 四半期末において、方正グループの総資産は 3657.12 億元、その総負債は 3029.51 億元、その負債資本率は 84.82%であったが、同年の 12 月、当該グループによる債務不履行によりその信用評価が下方修正された。2019 年末、銀行から借り入れたローンが満期までに返済されなかったため、北京銀行の申請により、更生手続が開始された。2020 年 2 月、北京市第一中級人民法院は、方正有限会社に対する更生を裁定し、また方正グループおよびその 5 社の子会社に対して実体的な合併を裁定した。2021 年 5 月、方正グループの更生計画が債権者により可決された。7 月 5 日、更生計画が法院により認定され、現在、計画が実施される段階になっている。

方正グループの更生事件は、近年の更生実務のやり方を推進させた方法で行われた。当該事件は、債権者の利益を保護することを中心として、グループの規模が大きく、債権者が分散している場合に、真摯な計画と十分な協議を通じて、多数の債権者の期待を満たすものであり、中国の大規模企業、時に大規模のグループの更生実務において、合法的かつ効率的な公平弁済および企業の救済が実現された代表的な事例である。方正グループ更生における重要なポイントは次のとおりである。①弁済方法は、全部の資産による弁済を原則とし、弁済のため、既存株主の全ての権限を奪い、まず、財産担保付き債権に対し、優先弁済の範囲内で、全額を現金で一括弁済し、次に、一般の債権者に対し、“現金+債権の株式への切り替え”、“全部現金”および“現金+分割弁済(留債)”という 3 つの方法を選択肢として提示した。そのうち、債権の株式への切り替えの価値は、改めて更生後の資産の実体価値により計算され、また合理的に評価されたものである。債権を株式に切り替える方法について、これを選択した債権者に“兜底購入保証条項(買戻す)”という脱退方法が提供されている。すなわち、更生手続のスポンサーは約束した価格での株式の買取義務を負っており、それにより、債権から切り替えられた株式の価格低下のリスクが回

避できる。②倒産手続を適用する企業の選別において、】グループの“1+4”の持株会社が更生手続きに取り込まれる一方で、他の400社の関連企業は、通常どおり経営する。③資産の分配において、更生計画案は、債務者の資産を分類し、“残された財産”で新たに設立された方正グループおよびその子会社は、株式の大部分を更生手続のスポンサーに売却し、弁済資金を獲得する。残った僅かの株式が債権を弁済することに用いられる。分離された“売却予定の財産”は、信託という方式で専門機関に委託、管理および処分され、それによって獲得した資金が費用の支払い及び債務の弁済のために使われる。④資源の再配置整合を踏まえて、新たな方正グループに対して、今後の業務のグレードアップ、効率的な経営および資産の増加といった事業計画案を提出する。

2 海南航空会社更生事例：今まで最大規模の倒産更生事例

海南航空会社は、かつて中国の民間航空会社の第4位であり、1990年代前半、2000万元を資本金として設立され、航空業務にはじまり、その後金融、ホテル、ITなどといった業界に関わり、世界有数の500社のうちの1つに数えられる複合企業であった。2015年から2017年にかけて、海南航空会社は、借入れによる資金調達を利用し企業合併を行った。この3年間で、当該会社の資産規模は、5000億元から三倍の1.5万億元までに達した。2018年から、海南航空会社は、流動性リスクがある状態に陥り、大規模な債権不履行が発生した。2021年2月10日、当該会社が満期の債務を弁済しなかったため、債権者の申請により、海南省高級人民法院は、海南航空グループおよびその関連企業の倒産更生を裁定・受理した。3月13日、法院は、海南関連7社の管財人の申請により、海南グループ321社の会社の実体的な合併による更生を裁定した。3月19日、管財人は、海南航空グループにおける航空事業および空港事業について、それぞれスポンサーの募集を公布した。新聞報道によれば、2021年6月まで、海南航空グループ更生において届出を行った債権者は6万社であり、債権の総額は1.2万億元を超えた。このように本件の債務の規模は膨大であり、当該更生事件は、中国で最大規模の倒産更生事件となった。当該事件は、本報告時においても、審理中である。

(二) 破産

3 ジャックウォーク (Jackwalk) 社の破産事件：資産を組み合わせることで売却することにより、その全体の価値を向上させる

2020年1月14日、上海市第3中級人民法院は、ジャックウォーク (上海) 服有限会社の破産を裁定した。当該会社の主たる資産は、在庫商品、商標権およびインターネット上の店舗の経営権である。そのうち、在庫商品の大部分が、売れきれない服であり、それを即時に現金化しない限り、かびが生えることにより、その服の価値が減少し、倉庫の保管費用が増加する。破産清算中において、管財人は、潜在的買収者が注目する点が、服そのものではなく、その会社の商標権およびインターネット上の店舗の経営権などの無形資産であることを発見した。管財人は、買収者との間で複数回の連絡、分析および協議を行うことにより、買収者が、これらの無形資産と服と組み合わせることで買い取るようになった。こ

れに基づき、管財人は、専ら資産を組み合わせて換価する計画案を制定した。当該計画案が債権者集会で可決された後で、管財人は、上記の計画案に基づき債務者の既存財産を売却した。それにより、企業資産の価値および今後の事業運営が向上することとなる。

(三) クロスボーダー倒産

1 年富会社倒産：中国内陸の破産手続に対する香港法院の協力事件

年富は、深圳の会社であり、その2社の香港子会社を通じて、輸送入業務を営み、大量のキャッシュフローも有していた。2018年、深圳市中級人民法院は、年富会社の破産手続の申請を受理した。当該事件の管財人は、債権者の意見を聞いた上、2020年5月19日に、香港高級法院に、管財人の身分承認および当該管財人が香港で全面職務を履行する際の協力申請を提出した。同時に、深圳市中級人民法院は、香港高級法院に司法承認およびその協力申請を提出した。管財人による申請から7日目、香港高級法院は、書類審査により、速やかに決定し、香港における年富会社倒産手続きの効力を承認し、また年富の管財人による協力申請を認めた。それにより、管財人は、香港高級人民法院の協力の元で、年富会社の代表者として権限を行使し、また株主の代表として当該会社がその子会社に行使できる権限を有することとなった。本事件は、中国内陸と香港との「相互承認と倒産手続きの協力における会談要綱」（相互認可和协助破产程序的会谈纪要）が実施されてから、両地域を越える倒産協力がなされた最初の事件であり、また当該事件は、2020年1月13日、香港法院が“上海華信事件”に対して裁定して以来、内陸の倒産清算事件に対して承認・協力を裁定した2回目の事件である。

2 海南航空グループ更生事件：香港法院による中国内陸更生の最初の協力

2021年9月16日、香港高等法院は、海南法院の申請により、海南グループの中国内陸の更生手続きを承認し、香港での海南グループ更生管財人に協力を提供した。当該事件は、中国内陸の更生手続が香港法院に承認・協力された最初の事件である。香港高等法院は、「当該更生事件は、「中華人民共和國破産法」の第8章が規定している手続きに基づいて行われたものであり、会社の全部の債権者が関わるもので、香港法の下での集団的な倒産手続きとしてみなされるべきである」とした。

(三) 商業銀行の倒産

包商銀行の破産：新たな倒産法が実施されてからの最初の商業銀行の倒産事件

包商銀行は、1998年設立された、内モンゴル自治区における最初の株式制商業銀行である。2019年5月、包商銀行は、その著しい信用リスクの問題、株主による違法な資金の横領などといった問題があったため、銀行および保険監督委員会により、1年間管理された。2020年8月、中国中央銀行は、包商銀行に対し倒産処理を行う方針を決めた。同年11月、銀行監督委員会の同意を経て、包商銀行は、満期の債務が弁済不能、かつ既存資産で全部の債務が弁済不能といった理由で破産清算を申請した。北京市第1中級人民法院はそれを受理することを裁定した。会計監査報告によれば、2020年10月31日時点で、包商銀行の

純資産はマイナス 2055.16 億元、資産総額は 4.47 億元、負債総額は 2059.62 億元とのことであった。事件が受理された後、2021 年 1 月第 1 回目の債権者集会在が招集され、743 社の債権者全員が会議に参加したが、更生手続の申請をした債権者はいなかった。同年 2 月 3 日、管財人は、法院に包商銀行の破産清算の開始決定をすることを申請をし、当該銀行が破産清算の申請前に経営活動を一切していなかったこと、実際の資産価値が会計監査報告に報告された価値より低いこと、および、著しい債務超過があり、かつ、弁済能力がないことを強調した。3 月 9 日、法院は、包商銀行の倒産を裁定した。現在、当該事件は、倒産手続中である。

(四) プレパッケージ

北京連緑グループおよび新奥グループの更生手続における実体的併合事件：プレパッケージにおいて、仮管財人が指定され、債権者に推薦権を付与した事件

北京連緑技術グループと北京新奥コンクリートグループは、固体ゴミの利用およびリサイクルの業務を営む先駆的な企業であり、固体ゴミを処理する特許権約 100 件を有する。近年、膨大な研究への資金投入と、満期の負債の増加により、企業の経営が困窮する状況に陥った。そのため、2019 年 8 月 6 日、両グループは、北京市昌平区人民法院に実体的な合併の申請を提出した。人民法院は、両会社の更生価値、更生可能性を評価・認識し、両会社に対しプレパッケージの適用を決定した。プレパッケージにおいて、債権者は、管財人リストに記載されている法律事務所の一つをプレパッケージ仮管財人として選任し、法院に提出した。法院は、その法律事務所を審査したうえで、臨時管財人として認定した。2019 年 10 月 9 日、臨時管財人がその手続に参加し、同年 12 月 31 日、プレパッケージ手続が終了した。その間、仮管財人は、債務者の財産状況の調査を完成し、債務者の経営と財産処理を監督し、債権者へ通知また債権申告の受入・審査し、従業員の権益が保護できる労働管理制度を作成し、プレパッケージ報告書などを提出した。仮管財人の効率的な管理のため、プレパッケージ債権者会議で、仮管財人が更生手続後の管財人になることが可決された。2020 年 2 月 3 日、法院は、正式的に当該事件を受理した。プレパッケージによって事前準備がよくできたため、更生が僅か 3 ヶ月で完了した。現在、更生計画の実行が完了し、連緑グループおよび新奥グループの生産能力が回復した。本事件は、プレパッケージにおいて、法院が債権者の意思と需要を尊重し、債権者に臨時管財人の選任に関する権限を付与し、その手続を簡易化し、債権者による臨時管財人の職務履行への監督を強化したといった点で、一般的な重要性がある。債権者による臨時管財人の推薦は、債権者が更生手続に参加する度合いを高めるのに有用であり、更生のコストを減少し、更生の成功率を向上させることができる。

(五) 個人倒産制度のテスト実施

梁文錦は、深圳市の住民であり、負債が弁済できないため、2021 年 3 月 10 日、深圳市中级人民法院に個人倒産の申請を提出した。法院は当該申請の受理を裁定した。更生期間中、

債権者会議で、免除財産リストおよび更生計画案が可決された。そこには、債権調整案、債務弁済案、予測できる収入と予想外の収入に関する分配案、計画の遂行期限などが盛り込まれた。更生計画により、梁文錦は、利息および滞納金の免除を受けた上、3年以内に元本を全部返済する。その間、梁文錦の個人所得収入のうち、毎月家族4人の生活に支出される7700円を除き、残った部分が債務の弁済に使われる。梁文錦が、更生計画の通りに弁済ができない場合、債権者は、法院に破産清算の申請を提出する権限を有する。7月19日、深圳市中級人民法院は、「深圳経済特別地域における個人倒産条例」に基づき、梁文錦の更生計画の承認、個人倒産手続の終了、梁文錦に対する消費制限措置の解除、更生計画期間中、梁文錦は深圳市倒産管理所と倒産管財人に更生計画期間中の収入、支出および債務弁済情報を報告することを決定した。本事件は、深圳市で審理した最初の個人倒産事件であり、個人倒産テスト実施が司法実践の段階に入ることを意味する。本事件において、個人倒産事件に関する審理の受理からその終了までの手続きが検証され、また、事件の公布により、公衆が個人倒産制度を明確に認識し、今後の個人倒産法の立法に知見を提供する。

つまり、中国の倒産制度は、新たな挑戦に直面しつつ、国際的な経験から示唆を得た上で、中国国内の実情を踏まえて発展し、経済の発展を促進し、国民の福祉に役立つこととなる。